

【13】 会社の従業員が業務中に交通事故を起こし、自腹で損害賠償をした場合、従業員は会社に対し求償請求できない？

Y社に所属する社員Xは、業務中に追突する交通事故を起こし、被害車両に損害を与えてしまった。XはY社に事故を報告すると昇進に不利になると思い、自腹で被害車両の修理代を損害賠償金として支払った。

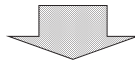
この場合、Xは自ら支払った損害賠償金をY社に求償することができるか。

**POINT**

・民法715条における被用者から使用者への求償（いわゆる逆求償）の可否

**誤認例**

民法715条では使用者（会社）から被用者（従業員）に対する求償のみ規定されているから、自ら損害賠償をした従業員からは会社に対して求償請求できない。

**本当は**

損害賠償債務について使用者の負担部分が存在し、被用者が、自らの負担部分を超えて相手方に損害を賠償したときは、当該負担部分を超えた部分について、使用者に対し求償することができる。

## 解 説

### 1 問題の所在

民法715条3項は、使用者が使用者責任の規定に基づき損害賠償債務を履行した場合に、被用者に対する求償権の行使を妨げない、と定めていますが、被用者が賠償義務を履行した場合における求償（いわゆる逆求償）については、民法は何ら規定を置いていません。そこで被用者から使用者に対し逆求償が可能か否かが問題となります。

### 2 民法715条についての理解

民法715条について通説は、使用者責任を、報償責任のほか危険責任なども根拠に加えて、被用者がした不法行為につき使用者が被用者に代わって被害者に対し損害賠償責任を負うものとして捉える立場を支持しており、代位責任説と呼ばれています。代位責任説は、あくまで「他人の行った不法行為につき負わされる責任」ですから、賠償責任の範囲は、直接の不法行為者たる被用者の負うべき範囲の枠内にとどまり、また賠償者（使用者）は、事後、直接の不法行為者たる被用者に全面的に求償し得ることになります。他方、使用者はあくまで肩代わりしているだけですから、被用者側からの逆求償は認められないということになりそうです。

しかしながら、近時代位責任説に対し、①被用者の不法行為が前提となっているため被用者個人にも責任追及できることになるが、被用者は、使用者の指示に従って列車や自動車の運行など高度の危険を定型的に伴う活動に従事しているのであり、被用者について過失があることのみをもって責任の最終的な主体とするのは酷である、②報償責任の考え方からすると被用者の行為によって利益を得ている使用者が事業活動から生じた損失について被用者に求償できるのはおかしい、

との批判がなされ、被用者を使用することによる利益の帰属は未だ使用者にあるという報償責任の考え方を重視し、実体法上も使用者に負担部分が存在するという方向で考える見解が多いとされています（幾代通著・徳本伸一補訂『不法行為法』213頁（有斐閣、1997）、窪田充見『不法行為法〔第2版〕』224頁（有斐閣、2018）、平野裕之『民法総合6不法行為法〔第2版〕』236頁（信山社出版、2009））。

### 3 使用者からの求償の制限

使用者からの求償権の制限の根拠については、もともと使用者の負担部分は実体法上存在しないため、使用者は全額を求償できるところ（代位責任）、これを信義則上制限したと考えるのか、それとも、実体法上のレベルで使用者に固有の責任が存在し（固有責任）、負担部分に対応した求償しか認めていないという意味かという点が問題となります。

最高裁昭和51年7月8日判決（民集30・7・689）は、使用者から被用者に対する求償について、「損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができる」として、求償権を制限しました。

同判決に関する『最高裁判所判例解説民事篇（昭和51年度）』268頁以下（法曹会、1979）では、「使用者責任は被用者の有責性を基礎とする他人の不法行為に基づく責任（代位責任）であるとする判例、通説の立場からは、使用者責任が認められる場合には、常に被用者自身も被害者に対し直接的かつ全面的な損害賠償責任を負担すべきものであり、使用者によりされる賠償は、理論上、究極的責任者である被用者に全額求償し得る性質のものであるという考え方が自然」としつつ、危険責任、報償責任の観点、保険制度等による損失分散の可能性、危険の防止ないし回避能力等の観点から、使用者の求償権行使を制限す

べきであるとする主張が一般的承認を得るに至っている、と説明していますが、学説上、求償制限の理論構成は千差万別であり（権利濫用説、過失相殺説、共同不法行為的負担部分説、不真正連帯的負担部分説、固有責任説など）、下級審裁判例の判断も多様ですので、依然として統一の見解が示されていません。

#### 4 本事例のようないわゆる「逆求償」について

前項のとおり、使用者からの求償制限の根拠については多様な説がありますが、損害賠償義務を履行した被用者から使用者に対する求償（逆求償）については、「使用者に固有の実体的責任はなく損害賠償責任に関する負担部分も存在しない」と考えると否定的に解せざるを得ませんが、他方、「使用者固有の責任を認めると負担部分が存在する」と考えると肯定的に解する方向になります。いずれの方向に解するかは、上記のような使用者による求償制限の理論的根拠に関連します。学説上は、使用者について固有の実体的責任を肯定した上、逆求償を認める見解が多数とされています（神田孝夫『使用者責任（新版）』263頁（一粒社、1998）、平野・前掲238頁、潮見佳男『不法行為法Ⅱ〔第2版〕』53頁（信山社出版、2011）。近江幸治『民法講義Ⅵ事務管理・不当利得・不法行為〔第2版〕』227頁（成文堂、2007）では、使用者と被用者の責任が不真正連帯の関係に立つと解する以上は、当然認められる、としています。）が、従来、この点について裁判例は存在しないとされてきました（能見善久・加藤新太郎編『論点体系判例民法8 不法行為Ⅱ』305頁（第一法規、2009））。

このような情勢の中、佐賀地裁平成27年9月11日判決（判時2293・112）は「被用者とその事業の執行につき第三者に対し加害行為を行ったことにより被用者（民法709条）及び使用者（民法715条）が損害賠償責任を負担した場合、当該被用者の責任と使用者の責任とは不真正連帯責任の関係にあるといえる。そして、使用者が責任を負う理由として

**【24】 交通事故に遭った無職の独居高齢女性は、逸失利益を請求できない？**

アパートで一人暮らしをしていた事故当時67歳の無職女性Xは、交通事故に遭うまで、近所の長男宅に手料理を持参したり、次男宅に家事手伝いに行く等していたが、交通事故によって高次脳機能障害が残存し、これらの行為が不可能になった。

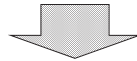
Xは、事故前の上記生活実態に照らし、家事労働について逸失利益を請求したが、認められるか。

**POINT**

・無職・独居高齢女性の逸失利益の判断基準

**誤認例**

被害者が無職・独居の高齢女性の場合、その家事労働は自分の生活のために行っているのであるから、逸失利益は認められない。



**本当は**

無職・独居の高齢女性であっても、他人のために家事に従事する蓋然性が認められる場合は、逸失利益が認められる余地がある。

**解 説**

**1 家事従事者の逸失利益**

古くは、家事労働には現実的な金銭授受を伴わないため休業損害や

逸失利益を観念できないという考え方も存在しましたが、最高裁判例（最判昭49・7・19民集28・5・872）が「家事労働に属する多くの労働は、労働社会において金銭的に評価されうるものであり、これを他人に依頼すれば当然相当の対価を支払わなければならない」と判断して以降、家事従事者にも賃金センサス（原則として女性労働者の学歴計・全年齢平均賃金）により逸失利益を算定する手法が定着しました。

## 2 無職・独居の高齢女性の逸失利益

上記最高裁判例が、家事を他人に依頼すれば、相当の対価を支払わなければならないところに家事労働の経済的価値を見いだしていることの裏返しとして、無職・独居の高齢女性に関しては、他人のために家事労働をしているわけではなく、一般的に逸失利益を認めることはできません。

ただし、無職・独居の高齢女性であっても、他人のための家事労働と評価される状況があったり、将来他人のために家事労働をする蓋然性があると認められたりする場合には、逸失利益が認められる可能性があるということになります。

例えば東京地裁平成22年2月9日判決（交民43・1・123）は、本事例と同じような事実関係において、被害者が、近くに住んでいた長男の家に手料理を持参したり、次男の家に手伝いに行くなど、自分の子供らとの交流があったことは認められるものの、長男宅には長男の妻が主婦として従事しており、被害者の家事労働は専ら自らの生活のために行われたとして、休業損害は否定しましたが、他方、逸失利益については、長男家族と同居して、家事を分担する等の就労の可能性がある、労働の意欲及び能力を有していたとして、賃金センサス女性労働者学歴計の該当年齢層（65歳以上）の平均年収の70%相当額を基礎収入として逸失利益を認めました。

逸失利益は、休業損害と異なり、将来の稼働収入の喪失を評価するものですから、現在、独居であっても、将来親族と同居することが相当程度予想される場合には、逸失利益として評価すべき余地があります。また、家事労働は、炊事洗濯に限られず、子供・孫の養育、親の介護など内容は多岐にわたり、当該被害者を取り巻く人間関係・生活環境も個々のケースで異なりますから、個別具体的な事情に鑑みて、被害者の家事労働が、他人のための労働と評価できるか否かを検討することが必要といえるでしょう。

#### 《参考となる判例等》

- 自宅において一人暮らしをして、年金のみで生計を立てていた死亡当時75歳の被害者につき、稼働して収入を得ていた事実や、将来就労する予定があった事実あるいは自己以外の者のために家事労働に従事していた事実はこれを認めることができずして逸失利益を否定した事例（大阪地判平14・4・11交民35・2・514）
- 事故当時82歳の無職の単身生活者で、家事労働に従事し、子は独立して生計を営んでいた。家事労働に従事することが財産上の利益を上げているものとして評価されるのは、それが他人のために行う労働である場合であり、自分自身のためにだけ家事労働を行う場合は、これに当たらないとして、休業損害・逸失利益を否定した事例（神戸地判平19・9・10自保1737・22）
- 一人暮らしの無職高齢女性（症状固定時69歳）につき、休業損害は否定する一方で、長男家族と同居し、その家事を分担する等の就労の可能性があり、労働の意欲及び能力は有していたとして、賃金センサス女性労働者学歴計65歳以上の平均の70%を基礎収入額として、逸失利益を算定した事例（東京地判平22・2・9交民43・1・123）

## 第1 自賠償保険

**[36]** 被害者請求により受領した自賠償保険金は損害の元本に充当される？

交通事故によって被害者が死亡した事案において、①被害者遺族が事故日から1年後に自賠償保険会社に対して被害者請求をして、自賠償保険金3,000万円が支払われ、②そして、事故日から2年後に、被害者の損害の元本額が1億円であるとの内容で事件が解決した（ただし、法定利息は3%とする。）。

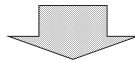
この場合、被害者遺族が得ることのできる遅延損害金はいくらか。

### POINT

・被害者請求により自賠償保険金の給付があった場合の充当の順序と確定遅延損害金額

### 誤認例

7,000万円（1億円－3,000万円）に対する2年分（6%）である420万円が遅延損害金額である。



### 本当は

自賠償保険金3,000万円は、元本ではなく、まずは、事故日から自賠償保険金を被害者遺族が受領した日までの確定遅延損害金に充当されるので、結果として、遅延損害金額は、519万円となる。



## 解 説

### 1 遅延損害金の起算日

不法行為に基づく人身損害には、治療費等の積極損害、休業損害、死亡若しくは後遺障害による逸失利益等の消極損害、慰謝料、弁護士費用等が含まれますが、同一事故による同一利益の侵害によってこれらの損害が生じた場合、不法行為時にこれらの損害につき加害者の損害賠償債務が発生すると解されています（最判昭48・4・5交民6・2・359）。

また、不法行為に基づく損害賠償債務が遅滞に陥る時期については、最高裁は、不法行為時に何らの催告を要することなく遅滞に陥るとの立場をとっています（最判昭37・9・4判タ139・51）。

### 2 自賠責保険金の受領と確定遅延損害金

被害者（又は遺族）が被害者請求により、自賠責保険金を受領した場合、加害者の損害賠償債務発生日である事故発生日から自賠責保険金の受領日までの間に発生する遅延損害金（確定遅延損害金）について、最高裁は、「後に自賠法に基づく保険金の支払によって元本債務に相当する損害がてん補されたとしても、右てん補された損害金の支払債務に対する損害発生日である事故の日から右支払日までの遅延損害金は既に発生しているのであるから、右遅延損害金の請求が制限される理由はない。」として、被害者（又は遺族）に確定遅延損害金の請求を認めています（最判平12・9・8金法1595・63）。

### 3 債務の一部弁済と充当

民法上、債務の一部弁済があった場合、弁済の充当の順序は、遅延損害金、元本の順に充当すると規定されています（民489①・491）。

自賠責保険金の受領により損害が一部填補された場合においても、

最高裁は、「自賠責保険金等によっててん補される損害についても、本件事故時から本件自賠責保険金等の支払日までの間の遅延損害金がい既に発生していたのであるから、本件自賠責保険金等が支払時における損害金の元本及び遅延損害金の全部を消滅させるに足りないときは、遅延損害金の支払債務にまず充当されるべきものであることは明らかである（民法491条1項参照）」として、自賠責保険金は、まず遅延損害金に充当されると判示しています（最判平16・12・20判タ1173・154）。

#### 4 最高裁大法廷平成27年3月4日判決（判タ1414・140）との関係

##### (1) 自賠責保険金以外の給付について

上記最高裁平成16年判決は、交通事故死亡事案において、自賠責保険金の他、労災遺族補償年金・遺族厚生年金についても、遅延損害金に充当した後に元本に充当すると判示しました。

他方、その後、最高裁は、被害者負傷事案において、労災保険給付・公的年金給付につき、特段の事情のない限り、遅延損害金への充当を否定しており（最判平22・9・13民集64・6・1626）、大法廷による判例変更を要するとの見解も主張されていました（米村滋人「不法行為により死亡した者の相続人が遺族補償年金を受けた場合の損益相殺的調整の方法」ジュリスト1492号80頁（2016））。

##### (2) 最高裁平成27年判決

そこで、最高裁は、被害者死亡事案において、（最高裁平成16年判決で言及された）労災遺族補償年金が支給された場合の遅延損害金への充当を否定し（最大判平27・3・4判タ1414・140）、この点で、上記最高裁平成16年判決を変更しました（なお、遺族厚生年金については直接的には触れられていません）。

他方、自賠責保険金については、賠償責任を填補する損害保険金であるという性質上、最高裁平成16年判決が民法491条の定める充当順

序に従うべきと判示したことは相当であり、判例及び実務ではそれを前提とした取扱いがされています。すなわち、自賠責保険金と労災遺族補償年金とでは性質が異なるものであり、その判断と抵触する限度において最高裁平成16年判決を変更すべきとした本判決によっては、最高裁平成16年判決のうち、自賠責保険金についての判断は何ら変更されたものではないと解されているのです（谷村武則「時の判例」ジュリスト1481号64頁（2016））。

## 5 本事例の検討

### (1) 自賠責保険金受領までの確定遅延損害金

本事例では、被害者遺族が自賠責保険金3,000万円を受領したのは、事故から1年後であるので、確定遅延損害金は、300万円（1億円×3%）となります。

### (2) 自賠責保険金の充当

次に、被害者遺族が受領した自賠責保険金3,000万円は、まずは、上記確定遅延損害金300万円に充当された後に元本に充当されるので、元本に充当される金額は2,700万円となり、元本額は7,300万円となります。

### (3) 自賠責保険金受領後の遅延損害金

自賠責保険金の受領により元本額が7,300万円になっているところ、同時点から本事例の解決までの1年間の遅延損害金額は、219万円（7,300万円×3%）となります。

### (4) 結論

したがって、被害者遺族が請求することができる遅延損害金額は、519万円（300万円+219万円）となります（被害者遺族が加害者に請求することができる総額は、元本7,300万円と自賠責保険金受領後の遅延損害金219万円の合計である7,519万円となります。）。

**【58】 他人所有の未登録の自動車に自分が加入していた自動車保険の他車運転特約は使える？**

Xは、知人であるAに依頼されて、A所有に係る一時登録抹消中の自動車（以前登録していたときは自家用普通自動車）を新たに登録・検査するために臨時運行許可を得て運輸支局に向かっていったところ、その途中に、赤信号で停車中のB運転の車両に追突し、Bを負傷させ、B車両も損傷させてしまった。

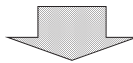
この場合、Xが自ら所有する自動車に付保していた自動車保険契約の他車運転特約は適用されるか。

**POINT**

・他車運転特約における「他の自動車」には未登録自動車も含まれるか

**誤認例**

他車運転特約においては「他の自動車」に未登録自動車は含まれないとの規定はなく、実質的に「他の自動車」に該当すれば他車運転特約が適用される。



**本当は**

他車運転特約における「他の自動車」には未登録自動車は含まず、他車運転特約は適用されない可能性が高い。

**解説**

1 他車運転特約における「他の自動車」の意義

近年の自動車保険契約の多くにおいては、（その名称には多少の違

いはあるものの) 他車運転特約が自動附帯されています。

これは、記名被保険者等が自ら運転者として運転中の「他の自動車」を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、対人・対物賠償責任保険等を適用するというものです。

そして、その「他の自動車」に該当するためには「用途及び車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）又は特種用途自動車（キャンピング車）であること」がその要件の一つとされています。

この「用途」とは、約款の定義上、自家用、営業用（事業用）自動車の使用形態の区別をいい、「車種」とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車、小型ダンプカー、バス等の自動車の種類の区別をいうとされ、「用途・車種」の区分は、原則として登録番号標又は車両番号標の分類番号及び塗色に基づき当会社（保険者）が定める区分によるものとされています。

他方、「未登録自動車」については、当然登録番号標や車両番号標はなく、形式的には用途及び車種を特定できないものの、約款上は、逆にそれが「他の自動車」には含まれないとの規定はありません。そこで、実質的に用途及び車種が「自家用8車種」に該当すれば、なお、「他の自動車」に含めていいのではないかという見解もあります。実際、多くの保険会社においては、未登録自動車であるゴルフ場のゴルフカートについても「自家用軽四輪貨物車」として「他の自動車」に含め、他車運転特約を適用する取扱いをしており、一定の範囲で例外を認めています。

## 2 近時の判決

この点については、近時、自動車保険の被保険者が、購入検討のための試乗目的で一時登録抹消を受けた自動車を借用して、臨時運行許可を得て運転中に起こした事故について、まず、原審神戸地裁伊丹支部平成28年3月30日判決（金判1525・45）は、本件約款の文言上、「自家用普通乗用車」等の範囲は登録自動車に限定されておらず、未登録自動車であることから直ちに本件車両の用途及び車種が「自家用普通乗用車」等に該当しないとはいえないとしました。その上で、具体的に本件車両については一時登録抹消時には、その車種は「普通乗用車」であり、その後本件事故時まで変更はなされていないこと、また、用途についても未登録の当該自動車が道路運送法による自動車運送事業の用（営業用）に供することが許されることはないから、「自家用」と認めるのが相当であり、実質的には「自家用普通乗用車」に該当するとして「他の自動車」に該当するとしました。

これに対し、控訴審大阪高裁平成28年12月21日判決（金判1525・40）は、以下のとおり判示して、原審判決を取り消しました。

「他車運転補償特約（本件特約）は……自動車1台分の危険引受の対価として支払われる保険料をもって、他人の自動車についての危険もカバーするものであるから、その適用を自家用自動車保険の一般ユーザーにおいて合理的に必要とされる範囲に限定するとともに、他人の自動車の使用形態が被保険自動車の使用形態と同一視でき、かつ、その危険率が被保険自動車の危険率の範囲内にあることを本質的・内在的な条件とする。非所有自動車等の条件や自家用8車種の条件はこれを具体化したものであって、その適用に当たっては、本件特約の制度趣旨、目的や損害保険制度の本質的要請を損なうことのないよう解釈されるべきである。

……被告は、約款に本件用語定義規定を置き、上記自家用8車種の定

義における自動車の用途及び車種の区分を、原則として登録番号標等の分類番号及び塗色に基づき判断する旨を定めているところ、未登録自動車は当該規定に従い用途及び車種を判断することができない（自家用であるということができない。）。

また、自動車の修理、販売等を業とせず、日常は自家用車である被保険自動車を運転している被保険者が、第三者から一時登録抹消自動車を借り、同車両の登録や検査を受けるために臨時運行の許可を得てこれを運行の用に供することは、自家用自動車保険の一般ユーザーにおいて必要とはいい難く、本件特約において想定される車両の運行とは言い難い。」

このように、原審判決は、約款上あくまでも「用途・車種」の区分は、「原則として」登録番号標又は車両番号標の分類番号及び塗色に基づくとされていることから、例外もあるとして、具体的に本件車両が自家用8車種に該当するか否かを判断していました。

これに対し、控訴審判決は、他車運転補償特約の趣旨や目的から「他の自動車」該当性については厳格に判断すべきであるとして、未登録自動車は原則として「他の自動車」に該当しないと判断しました（その後、最高裁に上告申立て・上告受理申立てがなされましたが、いずれも棄却・不受理決定により確定しています。）。

### 3 車検切れ自動車について

なお、本事例のような未登録自動車と違い、車検切れ自動車については、保険会社としてもあくまでも登録自体はされており、「用途・車種」は判断できることから、当該車両が「自家用8車種」に該当する場合には「他の自動車」として同特約の適用を認めています。

本件控訴審判決も、車検切れ自動車の運行は違法であり、危険であるとしつつも、未登録自動車と違い、他人の自動車が車検切れである